

第 29 回 協 議 会

(平成 16 年 8 月 18 日開催)

会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 2 9 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 6 年 8 月 1 8 日

開催場所 西伯町役場 2 階 大会議室

出席委員 坂本 昭文 三鴨 英輔 加藤 節雄 野間田憲昭
森岡 幹雄 宇田川 弘 塚田 勝美 梅原 弘誓
福田 次芳 吉次 堯明 磯田 順子 岡田 昌孫
板 秀樹 橋谷 守江 秦 豊 佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員 合併推進室長 奥山 俊二 合併推進室次長 桐林 正彦
合併推進室長補佐 岡田 厚美 合併推進室長補佐 米原 稔晃
合併推進室主事 前田智恵子 西伯町企画政策課主査 景山 毅

(開会 13時30分)

奥山室長 皆さん、こんにちは。ただ今より西伯町・会見町合併協議会第29回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。亀井委員が欠席でございます。したがって、現在委員17名のうち16名の方が出席でございます。

本協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定では委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議は成立することをご報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長のあいさつであります。坂本西伯町長よりご挨拶をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

坂本会長 開会のご挨拶を申し上げたいと思います。

大変暑い毎日が続いておりましたが、台風の影響などで最近少し過ごしやすくなっていますが、委員の皆様方にはお元気でお過ごしのことをお喜びを申し上げる次第でございます。

7月の21日に第28回会議を行いまして、約1カ月近くたっておりますけれども、この間、様々な動きがございました。県内では、若桜町が単独でやるというようなことを議決をなさいまして、大体県内の状況が固まってまいりました。昨日は岸本町と溝口町の合併協議会が合併協定書に調印をなさいまして、私も来賓として出席をさせていただいてお喜びを申し上げたところでございます。

また、8月の4日から6日にかけて両町の職員研修を行い、7日、8日には両町の住民の皆さん方への合併の説明会を開催させていただきました。両町で約400名を超える皆様にご参加をいただきまして、合併に伴うところの自分たちの暮らしがどのように変化していくのかということに強い関心を持っていただいております、新しい町に大きな期待も寄せていただいておりますというようなことを実感した次第でございます。

それから、今日^{きょう}でございますけれども、ちょっと長引いておりますが、両町の人事の内示をそれぞれ西伯町、会見町で行いまして、新しい10月1日からの体制の整備について一応の区切りをつけさせていただきました。この人事につきましては、両町いろいろ歩んでまいりました経過が異なるわけでございます。双方が決して満足のいく状況ではないというように思っておりますけれども、しかしこれは新町が発足してスムーズなスター

トの後にまたいろいろ考えて、新体制の中で解決をしていく課題もたくさんあるというように思うわけでございまして、職員の皆様方にももちろんそういうようなことで何かございましたら、委員の皆様方からもよろしくお伝えをいただきたいというふうに思います。

申し遅れておりましたが、1日には循環バスをスタートさせることができました。本当に順調に、そして大きな期待を乗せて循環していただいております。両町の一刻も早い合併機運の醸成といいましょうか、そういうことに役立ててほしいと願っております。

10月1日まであと残すところほんの僅かになってまいりましたので、精力的に着実に進めてまいりたいと思いますので、よろしくご協力をお願い申し上げたいと思います。

以上申し上げまして、ご挨拶にかえさせていただきます。

奥山室長 ありがとうございます。

本日の会議の進行であります、西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が当たるとなっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

坂本会長 それでは、早速でございますが、私の方で進めさせていただきます。

3番、議事録署名委員の指名でございますが、磯田順子委員、橋谷守江委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

4番でございます。報告事項、(1)番、合併前後の主要日程についてをご報告いただきたいと思います。

事務局。

桐林次長 それでは、報告事項の第1項、今後の主要日程についてご説明申し上げます。

先ほど協議会長挨拶の中でもございましたとおり、職員研修会、住民説明会を予定どおり開催いたしました。住民説明会の開催結果につきましては、また後ほど詳細をご報告申し上げます。

それから、職員体制の内示でございますけれども、本日ございまして、この体制によりまして最後の準備を進めていくということにいたしましたところでございます。

8月の23日でございますけれども、まちづくり委員会第2ステージの全体会議を開催いたしたいと考えております。この会議で、報告をいただく内容がほぼ決まるというふうに考えております。

なお19日、明日でございますけれども、これの準備作業ということで各小委員会の座長さんにお集まりいただきまして打ち合わせをすることも決まっています。

それから、8月の31日でございますけども、専決事項、告示事項内容確定というようなことを書いておりますけども、事務的なお話でございますけども、10月1日付で南部町の体制を条例等で決めなきゃなりません。その最終段階の確定を今月中には行おうというふうに考えております。

1つめくっていただきたいと思います。ちょっと順番が後先いたしますけども、町議会の9月定例議会の日程でございますけども、西伯町におきましては8日から17日、会見町におきましては10日から17日というようなことで、大体ほぼ調整が終わっているというふうに伺っております。

この町議会の日程を前提にいたしまして、町長職務執行者への事務引き継ぎもほぼその前に終えてしまいたいということで、上旬でございますけども、6日の頃には概ね文書的な内容も作成して、その疎漏のないようにしたいというふうに考えております。

それから、10日でございますけども、町章の候補の募集期限でございます。これを受けまして、9月の15日に1次審査を行いたいというふうに考えております。

それから、21日でございますけども、庁舎の移転作業の第1回で、大まかな物資の輸送をしてみたいというふうに考えております。日程については、まだこれはちょっと確定ではございませんので、多少前後することもあるかと思います。このころになりましたら役場の方もそれぞればたばたしますので、皆様に多少ご不便をおかけすることが出てくると思いますけども、ご了承いただきたいというふうに考えております。

それから、22日につきましては、第30回の合併協議会を計画いたしております。このときにまちづくり委員会からの報告をいただきたい。あわせまして、解散式というような式、大仰な式ではないと思いますけども、そういう意味合いの式をしたいというふうに考えております。

それから、23日は会見町の方で発足50周年記念式典、町政功労者表彰というものが計画されております。

あと事務的な話になりますけども、9月の24日には10月1日に整えておくべき書類等の事前の手続を一応終えるというようなことを考えております。

9月30日、10月1日は、先回とほとんど同じような説明になりますけども、閉町式とか事務の移行作業というようなことを行いたい。それから10月1日に開町式でありますとか、選管、教育委員会の開催というようなことを粛々と進めていくということでございます。

10月24日の方でございますけど、いわゆる設置選挙でございますけども、こちらの日程はほぼこれで固まっているという認識で、今事務を進めております。この日程がほぼ固まったということで、10月25日には新町長誕生ということで初登庁ということ、ほぼ固まったというふうに考えております。

それから、町章の選定に関しましては、新町長、合併後なるべく早い時期に事務を進めたいということで、その準備も、ちょっと気が早いようですけども、第1回の町章選定委員会というようなものを開きたいというふうに考えております。

最後、11月でございますけども、初議会の時期、これはまだ単なる見込みというふうにご理解いただきたいと思いますが、概ねこの週という程度にご理解いただけたらというふうに考えております。

日程の説明につきましては以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

合併前後の主要日程について説明を受けましたが、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

議会の方ですけど、大体これで調整をしていただいております。

桐林次長 概ねこういう方向で固まりつつあるというふうに伺ってはおります。ただ、まだもちろん決定ではございませんので。

坂本会長 いつかの話では、会期を長くとつといて、最初に議決すべきものを議決いただいといて休会にして、9月の終わり頃に閉会というようなこともあったと思うんですけど。

桐林次長 その辺につきましては、事実上、9月臨時議会がこの辺だというふうなイメージで今はご説明申し上げるしかないなということでございますので。

坂本会長 それはそれぞれの町の議会との話ですりゃええわけですね。

何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようですので、ひとつこういう日程を頭に入れていただいて作業を進めていってほしいというように、よろしく申し上げます。

次、移ります。住民説明会の開催概要についてご報告いただきます。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。7ページをごらんいただきたいと思っております。報告事項

第2号、住民説明会の開催概要についてということで、住民説明会の開催概要は以下のとおりであったということで、それぞれ8月7日、8日の土曜日、日曜日にかけて、西伯町におきましては6会場6回、会見町におきましては2会場4回ということで、合わせて8会場の10回ということで説明会を開催させていただきました。出席者は、西伯町は合わせて339名、会見町は63名ということで、全体では402名ということでございます。

その際に、皆様方のところにお配りしておりますけども、「新町の手引き」、それから南部町の「町名変更に伴う手続き一覧」、それから「南部町公共料金のしおり」と3種類を持参いたしまして、町長以下担当課長がそれぞれ報告したところでございます。この「新町の手引き」と「南部町町名変更に伴う手続き一覧」につきましては、それぞれ区長便によりまして全戸配布をいたしております。会見町につきましては8月13日、それから西伯町につきましては8月19日の予定で、区長便によりまして全戸配布をいたす予定にしておりますので、ご報告いたします。

それぞれ説明に対します質問等がございまして、それにつきましては別紙の方に準備させていただいておりますのでございます。

西伯町の会場の方から掻い摘んでご説明させていただきたいと思いますが、「新町の手引き」につきましては、法勝寺庁舎、天萬庁舎の課の設置、それから業務内容等につきまして説明をいたしたところでございます。それから、それぞれの新町の業務内容につきましては、順番に担当課長の方で説明をいたしました。その中で、印鑑登録の関係、それから国民健康保険の保険証、それから循環バス、それから電話等のやりとりがございました。

それから、次に「公共料金のしおり」ということでございますが、これにつきましては主な公共料金等がどうなるのかというようなことをご説明いたしまして、それについての料金の統一の考えはどうかというようなことも質問になりまして、議会等の決定や財政状況を含めまして早急に決定をしたいというようなことでございました。

それで、最後に「町名変更に伴う手続き一覧」ということで、これらは基本的には必要がない、不要というのが多いわけでありまして、それぞれ説明をさせていただきまして、特に9月中に国民健康保険の保険証とか、それから老人医療の関係につきましては職員が各集落に出かけまして交換をするというようなことを説明をいたしたところでございます。

それと、これの7ページのところでですけど、「手続き一覧」の備考欄に下から3番目に、登録免許税は非課税ですということですけども、これが肥料の販売業務の届け出というよ

うなところに上がっておりまして、これは不動産登記の方の間違いで、欄違いということ
でございまして、訂正をさせていただきましておわびを申し上げたいというふうに思いま
す。以上でございます。

岡田室長補佐 会見町のところでございますけれど、別紙の方にございますけど、会見
町の方では西伯町と同じように説明をさせていただきました。

「新町の手引き」につきましては、総務課長の方が一括して説明をしました。

質問等については、ここに書いてございますので詳しくは言いませんけれど、特に天萬
庁舎の方で税務課がなくなるということで、確定申告は今までどおり天萬庁舎の方でもや
ってくれるかというような質問がございましたり、それから税金等で集金したものは役場
の方に持っていけばいいのかとかいう質問がございました。その点については、ここで答
えに書いておりますのでまた見ていただいたらと思いますが、特にそういう点が合併する
のに伴って町民の方から不安といえますか、そういう点で出された特徴的な質問ではなか
ったかと思えます。ということでございます。あとは詳細につきましては読んでいただい
たらと思えます。

坂本会長 住民説明会の開催概要について報告をいただきましたが、委員の皆様方の方
で何かご質疑はございませんか。

特にないようでございますが、私も話したわけですけど、変化がないことはない、間違
いなくありますけれども、受け入れていただくことのできる程度の変化だということでお
話ししまして、基本的にはもうほとんど質問がないというか、そういうことを前提にして
新しい町で自分たちの暮らしをどう考えていくのかというような感じが受けてとれた説明
会だったというように思っております。

ありますか、はい。

宇田川委員 この税の方に入ると思いますが、例えば土地の切り図とかなんとかの
ときには、どんなくあいにすりゃいいですか。この中には出ておらんですけども。いや、
そういう質問はなかったかもわからんけど、法勝寺庁舎に行けっというもんならそれはそ
れでわかるけど、でも会見町の方が今まで会見町でそういうものは閲覧したりそういうも
のがとれたものが、別々にというか、例えば会見町の方は会見町に行きてもとれるよう
にするのか、そこら辺のところ、これを見た限りではそのことはどこにもどうも出ておらん
ようなんで、変な質問かもわかりませんが。法務局にそれは行ってみればわからんことは
ないですけど、今現在は西伯町も西伯町の役場に行きましてそういうものを閲覧なりコピーの

写しを、何十円か何百円か、ようわかりませんがそういうものでっておられると思いますので。

坂本会長 事務局。

岡田室長補佐 今、税務担当がいませんのであれなんですけど、今聞いとる調整中のところが、その聞いとる話では、切り図についてはそれぞれの庁舎に置こうかという話になってるみたいですが、将来的にはもう、今、西伯の方はデジタルというか、パソコン画面が入ってます、パソコン上で。それを会見町の方も一応データの的にはもう入れる状態になってますので、ただ、それを統一して入れて、どちらの庁舎でもパソコンから引き出せるという形に将来的にはするということで話が調整されてるみたいでして、それは合併すぐじゃなくて、平成17年度中ぐらいにはそのどちらの庁舎でも端末を入れるというような方向で今、恐らくやっていくということで調整しているところみたいですが。

宇田川委員 これに追加で、何かそういうことは添えてあげるといったことはどういうものですか。ここには全然そういうものが載ってなくて。

坂本会長 追加で教えるいっても、もうそれは配っておりますけん、印刷して。ですから今は難しいですから、これは何かの折にそういうことをはっきりお知らせすればいいんじゃないかと思うんですけど。そうでしょ。

桐林次長 やるとすれば、住民説明会で質疑があったことということで、町の広報なりに追加で入れるというような形をとることは可能だと思いますけど。

坂本会長 合併協議会だよりでもええしな、「きずな」で。

何かの広報紙でそういうことをお知らせしていくということにしておきましょう。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、次に行かせていただきます。

南部町循環バスの運行状況についてご報告いただきます。

景山主査 失礼します。そうしますと、8ページの方をごらんください。南部町循環バスの運行状況についてということで報告をさせていただきます。

まず、出発式ですけども、8月の1日に両町で同時開催を行いました。その日の第3便以降、無料で運行を行っております。

2番目に、利用促進の対策ですけども、8月1日から6日までバスのPRも兼ねまして無料で運行しております。乗車人員は723名でありました。それから、その後8月の9

日から13日、先週ですけれども、ここから実際に有料の運行を始めたわけですが、乗車人員の方、人数は139人であったということでございます。内訳でございますけれども、この資料の一番最後をごらんください。これにつきましては、8月の1日から8月の6日、開通記念それから利用促進期間の利用運行のところの各便ごとの乗車人員を記載をしております。

それからもう1枚、別紙でお配りしていると思いますけれども、1枚物を見ていただきたいと思いますが、8月分南部町循環バス利用状況ということで、こちらの方でちょっと説明をさせていただきます。1日から6日まで、大人の方が512名、小人が211名、計723名でありました。1日平均の乗車人員は120.5人。1便当たり直しますと9.04人ということで、かなりの方にバスというものを利用していただいております。

それから、実際の有料の運行ですけれども、9日から始めております。とりあえず13日まで、先週までのものがここに上がっておりますので報告いたしますが、大人の方が106名、小人が16名、障害者の方が17名、計で139名。1日平均に直しますと27.8人、1便当たり直しますと1.99人、2名をちょっと切っているというところであります。どの便が多いとか、そういう検討のことはまだしておりませんので、今後もうちょっと様子を見ながら状況を把握していきたいと思っております。

なお、皆さん方のところにいろんな意見が寄せられてるんじゃないかと思っておりますけれども、そういうものにつきまして、また企画政策課の方なりにお知らせいただきまして、できることについては順次変更したりしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、以前にバスの名称なりを募集するということをおっしゃっていただきましたけれども、デザインについては今のままでいいのではないかという話がありまして、デザインといいですか、絵を入れるということについてはとりあえずしない、今のままでいく。

それから、愛称ですけれども、今、循環バスで動いてます関係で、生活バスを絡めたときに新たに愛称については考えたらいいのではないかとということで、現在のところはそういう募集ということもしないということで現在進んでおります。以上です。

坂本会長 循環バスの運行状況について報告をいただきましたが、ご質疑やご意見はございませんか。

福田委員。

福田委員 1日にきちっと運行を開始されまして、このようなデータを示していただい

たわけですが、ただ一つ気がかりになるのは、説明会の中で会見町さんの方じゃなかったですかいな、その他でバスの経費はどれぐらいかかるのかという質問で、1回の運行5,000円弱と、こういうことが答弁されたように記録が残っておるわけですが、確かに住民さんはどのような見方をして質問をされるかわかりませんが、この協議会の中でもこのバス、両町間を結ぶ運行目的、目標、それから実際運営をしていくための方策等についてもいろいろ議論をしたわけでございます。私も若干申し上げましたけども、これはもう既に民間サイドで言う、いわゆる商業ベースの事業ではないと。したがって、この行政が今日段階でこういうことに取り組みざるを得なかった交通対策といいましょうか、交通福祉関連で住民さんにも理解をしていただいておりますと、結果的に赤字だとか人が乗らんじゃないかということに短絡的につながっていくということは非常に不本意な状況になりはしないかと、こういうぐあいに思っております。

したがって、今日ちょっとお尋ねをしておきたいのは、そういう数字が、これは質問ですから端的に出たものであらうと思っておりますけども、少なくともこのきちとした法定協議会の中ではおおよその状況というのは委員としてもやっぱり掌握しておく方が、むしろ住民さんとの会話の中にも適切に話ができるんじゃないかと、こういうぐあいに思います。したがって、ここに出されております別紙のプリントですが、9日から13日、数字が、いわゆる運賃収入、利用人員等が書いてあります。ただ単にこれの数字をもととしている面を評価をしたり判断をすることはできないと思っておりますが、問題は、横ばいもしくは努力をしていくということが日常の中で常になければ私はいけんじゃないかなという気がしますんで、そうした考え方、本当に今申し上げますように1カ月もたたない中でこういうことを言うのはどうかと思っておりますけども、試験の期間、3カ月なのかあるいは半年なのか1年なのか、そういう方向というのもせっかくの機会でございますからあれば聞かせておいてほしいなというぐあいに思いますことと、それから1回が5,000円ということと、私は議会で席を受けておりますから、年間の運行経費その他の点については概略は予算等の関係でも若干掌握しておりますけども、そのほかの委員さん方の方もある面ではお聞きになって理解をする、また努力をするということを考えてらどうかというぐあいに思いますので、かいつまんででよろしゅうございますから、考え方とそういうことについてお聞かせをいただければと思いますので、わかりましたかいな、担当者。

坂本会長 景山君。

景山主査 まず、試験の運行期間ですけども、以前から言っておりますように1年を見

てみないとわからないことがありますので、とりあえず試験運行というのは1年を目途しております。今現在もう小学生が夏休みに入っておりますので、この関係でも人数的にはかなり低いものだと思っています。

それから、利用状況ということなのですが、確かにこっちもPRはどんどんしていかなくتهいけないと思いますが、まだちょっと始まって1週間しかたっていないもので、これがどういうふうな形になっていくのかというのは現在のところ不明です。ただ、思いますのに、ここに乘っておられる方は多分必要で乘っておられる方だと思いますので、これからどんどん増えていくんじゃないかなというふうには思っています。どの辺まで増えるかというのはわかりませんが。

また、路線に近いところの方はよく目立つわけですが、そこから外れた方についてはまだ馴染みのない方もどうもおられるようですので、その辺についてはPRしながらやっていきたいというふうに思いますので、とりあえずそういうところでお願いします。

坂本会長 よろしいですか。

福田委員 確におっしゃるように、私も主だった、例えば病院、役場、丸合なんか、時間が許すときしかわかりませんが、見ておると、丸合では複数の方が待っておられる姿は見るんですが、やっぱり病院は常についておるわけじゃございませんし、本当にバスに乗る人が待っておるのかそうでないのかちょっと判断がつきにくいですが、そういうような部分的なものは掌握ができておりませんか。あとの停留所の途中なんていうのは恐らくつかむことは不可能だろうと思っておりますから、公共機関、役場、病院、例えば買い物、その3点。学校はおっしゃるとおりだろうと思っておりますから。

坂本会長 景山君。

景山主査 現在まで掴んでおりますいうか、大まかなところでわかっておりますのは、一番多いのはやっぱり3つです。丸合、西伯病院とそれからしあわせに行く方、この3つが大体主な乗車なり下車をされるところであります。あとのところの話というのは運転手さんに聞いてみますけども、あとはもうばらばらいろんなところから乗られるということで、この3つが主要なところだというふうに調べてきております。

坂本会長 以上ですな。

福田委員 その点理解します。

坂本会長 佐伯委員さん。

佐伯委員 この循環バスのいわゆる関係につきましては、先ほど説明等々がございました

たようにご努力をいただきました方々には大変だったこととおっしゃるわけですが、それに伴いましてこのように立派に運行ができるという運びになったわけですが、そういうことでも、今おっしゃいましたように1年間の試験運行ということですが、夏休み等々も含めまして約1便当たり1.99人というのは2人弱なんです、こういうことでPRということで今後課題が大きく残っていくんじゃないかなと。といいますのが、この試験運行を見まして、今後、例えば今現在乗り入れがしてないところも含めて、待ち望んでおられる方々があるのではないかなというふうに感ずるわけです。そういうところの運行がまだできていないところ住民の方々に対しても、何らかのPRをどんどんやっていながら利用促進を行っていきたいというふうに考えるわけですが、そのことについてはどうかなとおっしゃるところです。

それともう1点は、私の方に、企画政策課の方にまた意見等は述べてくださいということがあったわけですが、今、私の聞いている範囲内のことで申し上げますと、なるほど利便性ということで非常にいいわけですが、これからは運転手さんの関係につきましても商業ベースの運転手さんということじゃなくて、やはり南部町としてのいわゆる足ということでの考え方を重視してもらった方がいいんじゃないかなというふうに私は感じたところです。といいますのも、ただ時間的な問題として乗られたらすぐ発車するということがなくて、特にここにもありますように、障害者の方もたくさん乗っておられます。そういうことでの発車に対しての考え方等も若干でも協力的に行っていただきたいなと。あるいは子供たちも乗っておりますが、子供に対してもそういうことで、若干そういう嫌いがあるんじゃないかという意見を聞いたところです。

そういうようなことから、どんどん利用していただくことに対してどうかなということ、もう一つは、時間割りといいますか、なかなか慣れないことで右回り、左回りの関係で乗っておればほとんどこれ帰ってくるんじゃないかという、一つの山手線みたいな感じを受ける方がたくさんあったように聞いておりますので、そのあたりをどういうふうにするかということもひとつ一考していただければなというふうに思っております。以上です。

坂本会長 景山君。

景山主査 まず最初に、この循環バスが走っているところ以外の生活バスに関しての早い時期でのということがあったわけですが、南部町になりまして新たに、仮称ですけども南部町バス対策検討委員会のようなものをつくりまして、早急にその生活バスの方に視点を向けていきたいというふうに考えております。

それから、運転手さんの障害者あるいは子どもたちに対する運行ということですけども、日ノ丸さんの方をお願いをして、これは南部町の循環バスであるということで、特にその辺につきましては教育といいますか、勉強会をわざわざ持っていただいております。足りない部分はありますけど、その都度また教えていただければ、こちらの方からでも日ノ丸さんの方にその教育訓練なりを再度実施していただくような形でお願いをしたいというふうに思っております。

それから、この循環バスの時刻表が見にくいということですけども、なかなかこれをどこで切つてということが大変に難しいところであります。これはもうバスの時刻表をじっくり見てもらって、何かいい案でもいただけたらというふうに思っております。こちらの方も本当はぐるぐるぐるぐる回ればいいんですけども、そういうわけにならんもんですけん、どっかで切らないといけません。そうしてくると、ここは本当は我々も時刻表を組んだ上で一番苦慮したところでありまして、その辺についてはバスの中にもうちょっとよくわかるような形で、どこどこが終点ですというような形では出させていただきますけども、時刻表の中でひとつ理解をしていただきたいというふうに思います。以上です。

坂本会長 よろしいですか。

橋谷委員。

橋谷委員 私の近所のお年寄りの方ですけども、このバスを利用して西伯病院に行くのにとっても便利がよくなって、若いもんにも気を使わんでもよくなったととっても喜んでおられます。あの黄色いバスが走っていると、何だ本当に合併するんだなという、何か夢を乗せて走ってるような、小さい路地、普通バスが入らないようなところまで入っていきますので、今とってもいい感じです。

それでこのバスを走らせているということをごんごんPRしていくということで、もっと利用してもらおうということで、広報などにごんごん取り上げていただいて、このバスが走っている意味合いというのを、やっぱり環境を大切にしている町なんだよというあたりをどおんと前に出して、そしてまた将来的には花回廊や緑水湖あたりにも繋げたいという夢がありますので、そこの辺を見詰めながら、いい方向にこの循環バスがうまくいってくれるといいなって思っております。

坂本会長 ほかにございませんか。

板委員。

板委員 子どもたちのスクールバスの利用に関してなんですけど、両町間で何キロ以上

とか、そういった何か話し合いとか協議なんかはあるのでしょうか。

坂本会長 景山君。

景山主査 スクールバスについては教育委員会の方で協議をしていただけていますが、西伯町の場合は3キロ以上というのがあります。会見町さんの方にその距離的なものがあるかどうかというのは私は承知しておりませんが、池野・鶴田、それから……わかったもんが言った方がいいです。済みません、お願いします。

前田主事 合同の教育委員会を開きまして、スクールバスの利用、両町とも3キロ以上ということで要望が出ておりまして、現在該当するのは会見町は上野地区のみになります。

景山主査 小学校が。

坂本会長 小学校だけですか。

前田主事 はい。

坂本会長 板委員、よろしいですね。

板委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 せいぜい利用していただくということですが、委員の皆様方も乗っていただきたいし、それから私も課長会でせめて月に1,000円ぐらいは使っていただきたいというようなことを職員の皆さんにお願いしましたようなわけですが、できるだけバスを使って移動するようにみんなで進めて、取り組んでいったらというように思いますので、よろしくをお願いします。

(4) 番の第2ステージの開催状況及び今後の日程などについて、具体的に報告をお願いします。

奥山室長 9ページをごらんいただきたいと思います。報告事項の第4号、第2ステージの開催状況及び今後の日程等につきましてご説明をいたしたいと思います。

前回の協議会以降に開催した状況につきましては、1番の第1小委員会が7月28日、それから第2小委員会が7月20日、それから第3小委員会が7月22日、8月5日の4回でございます。その概要につきましては、別添のとおりということで後ほどそれぞれご説明をさせていただきたいというふうに思います。

今後の日程ということで、先ほど主要日程の中でもお話しいたしましたが、座長会議ということで、あすの夜19時30分から会見町総合福祉センターの方で行います。それか

ら、その後全体会議ということで、提言等の取りまとめの報告ということで8月23日に予定をいたしております。

それから、9月になりまして第1小委員会では町章候補の第1次審査ということで9月の15日、同じく会見町総合福祉センターの方で予定をいたしております。これが町章の締め切りが9月10日ということでございます。現在までの町章の応募状況であります、約50点程度出ているようでございます。

提案事項の報告ということで、9月22日に予定いたしております第30回の合併協議会におきまして報告というような運びにしておるところでございます。

それでは、小委員会の開催概要につきまして、第1小委員会の方からご報告させていただきます。

桐林次長 それでは、7月28日に開催されました第1小委員会の第4回の協議結果概要をご報告いたします。資料は報告事項別紙の1ページでございます。

7月28日の会におきましては、町章の募集状況と今後の主要な日程をご説明申し上げまして本題に入りましたが、南部町町章選定委員会と仮に呼んでおりますこの最終的に町章を決定します委員会に、第1小委員会の代表として加藤委員と船越委員の2名を参加していただきたいというご意見いただいております。

それに先立ちます町章候補の第1次選考でございますけども、冒頭の日程の報告でも申し上げましたとおり、9月15日に会見町の総合福祉センターで行いたいというふうに考えております。

それから、各種宣言に関します事項といたしましては、前回、非核平和、人権尊重、交通安全及び環境の4分野は必ず何らかの宣言を行うべきだろうというご意見ございましたけども、これに加えまして健康・福祉に関する分野にも宣言を行ってはどうかということで、合わせて5つの宣言をすることによって新町のイメージができるんじゃないかというようなご提言でございました。

それから、3ページの方でございますけども、そちらの方は前々回にお話し合いをしていただいておりますたたき台として、どんな選定の仕方があるかということの一つの例として出したものでございまして、いずれも案1の流れで考えていただいたらどうかということで、最終の提案の中にもそのようにまとめていただくというふうなことで進められております。以上でございます。

奥山室長 続きまして、第2小委員会の報告をさせていただきたいと思っております。4ペー

ジをごらんいただきたいと思います。

7月20日に行いまして、その中で結論ということを上げております。ごらんいただきたいと思います。

町長の諮問機関といたしまして、行政評価委員会の設置を提言しようということで行いまして、メンバーについては公募10人、当て職5人、計15人程度とするということで、内容につきましては町政の関係、それから事業、それから業務体制などというようなことでございます。

の方をごらんいただきたいと思います。これまで総合計画、情報化、行政（評価）の監視といいますが、この3つの委員会を提言しようということで行いまして、ただし公募の委員さんにつきましてはどれもこれも顔を出してもらおうというのはおもしろくない。重複を避けて、やはり1人1委員会所属というふうなことがいいではなからうかということで行いました。

それから、の地域審議会でございますが、これは旧村単位で住民の活性化組織ということの委員さんの中から提案があったわけでありまして、これについては一応方向性を確認しようということでありまして、そういう組織については現在西伯町には公民館単位で3組織、会見町につきましては全くないというようなことでありまして、そういうものをつくっていく、または今ある組織を育てて発展させていくような方向が必要ではなからうかというようなことでございます。

以下につきましては、小委員会の日程ということで行いますので省略いたしたいと思います。以上でございます。

米原室長補佐 第3小委員会ですけれども、7月の22日と8月の5日、2回、西伯町会場で行っておりますが、仮称ですけれども「南部町誕生記念ウォークラリー」という大会名はどうだろうか。それから、歩いて知ろう、発見しよう、友好の輪を広げようという目的で開催したらどうかということで行いまして、これを行うための実行委員会の組織について当日は話を行いました。運営については、歩こう会という会とかそれから交通安全指導員さん、そういう人の協力を得たり、それから救護の関係では赤十字、それからコースの沿線の集落の方の協力を得て協議を進めていかなきゃいけないんじゃないかということで、組織の方を検討しました。

それから、最終地点でのイベントということで、やっぱり加工グループ等の販売等もやったり、それからゲーム、イベント等を行って両町の交流を図っていくべきであろうとい

うような話をしていきました。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

それぞれの委員会の話し合われた内容などについて概要を報告いただきましたが、ご質疑やご意見はございませんか。

福田委員。

福田委員 まちづくり第2ステージも、報告、解散いう日程も今日お話がございました。したがって、このまちづくりの先ほど来から事務局から報告をいただいたり資料にして配付をいただいておりますが、私もなかなか理解度がぴんときませんで、取り扱いの問題をまず聞いておきたいわけです。

今度は報告ということですからどのように上がってくるかわかりませんが、第2ステージとしてメンバーが設置をされ、委員会ごとに分かれて議論をされてきておるわけですが、その内容を若干目を通して見ましてもそれぞれ議論されておりまして、それはそれなりの評価はしたいと思いますが、ただ、委員さんのその中での議論がどのような、提案があったのか、それに対する議論がどうだったのかというのはよくわかりませんが、いずれにしてもまちづくりの当初決定をいたしましたそれに対して、第2ステージということですから、いわゆるすぐできるもの、できないもの、将来それぞれどう対応していくか、このことのさらに整理をしたものが報告で上がってくるんだろうかなということと、今日は若干総合計画の話もございました。

いずれにしても、南部町誕生のあかつきには総合計画の策定なりそうしたものにも着手をされるであろうと、こういうぐあいには推測をしながら、ここに書いてあります今後の開催日程という中で、座長会議、全体会議云々のことがございまして、最終的には提案事項の報告だと、これが30回合併協議会に、この流れそのものは、日程の流れは私はよくわかりますが、第2ステージが議論をされたものが、その取り扱いとして、協議会では報告事項ですから聞きおく程度、判らんことは若干質問しておく、ということなのか、第2ステージはそれぞれの小委員会に分かれて議論したそのものが全体会でどのようなまとめ方になって、それが委員会として最終的なまとめ、文書というか、そういうことになったものが、まだこの段階では町長の方にとということが適切なのか、次の行政に持って、きちとこうだよというものが出ていくのかどうか、こら辺の考え方を私は十分のみ込めておりませんので、その辺をひとつ聞かせておいてほしいなというぐあいに思います。具体的な中身の問題は別にどうこうって求めませんから。

坂本会長 事務局。

奥山室長 第2ステージのまちづくり委員会につきましては、新町の住民の参画のあり方について、まちづくり委員さんということで公募いたしまして、そういう第2ステージの組織をつくったわけでございまして、それぞれ3つの委員会に所属いただくということで、第1小委員会につきましては合併までにどのような方向がいいのか、それから第2小委員会については合併後にどのような住民参画のあり方がいいのか、それから第3小委員会については住民参加、行事、イベント等についての一体感の醸成のためにどのようなやり方がいいのかというようなことで、それぞれテーマをつくっていただきまして協議いただいたわけでありまして、その話し合いの結果をまとめていただきまして、座長会議でまとめて全体会議で第2ステージのまとめをしていただくということでございます。

そのまとまったものにつきましては、協議会長の方に提言といいますが、報告ということをしていただくわけでありまして、その協議会長の方に提言したのものについては新町の町長に引き継いでいって、それを新町の政策等に反映していただくというような考えでまちづくり委員会はしてきたというふうに思っておるところでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

福田委員 じゃ、再度確認という意味で、今述べられたことは今度、小委員会若干あるとは思いますが、座長会議でそれぞれの委員会から出たものをというか、まとまったという理解はしますが、委員会をまとめたものを、1、2、3とまとめたものを文書に整理をして、全体会議でこれがまちづくり第2ステージの今おっしゃったとおりのものだという文書ができるわけでございますね、まず。それが今度、22日の第30回会議に、協議会長に提言をしたものがここに報告事項として上がってくるわけでございますか。それでそれを新町の、協議会それで解散になるわけですから、22日に、そのものが新町長の方へ提言文書というか、そのものがずっと行きて、それを参考とした総合計画その他につながっていくという、こういう理解すればいいわけですか。そのとおりですか。

奥山室長 そのように考えておるところでございます。

坂本会長 いいですか。

福田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

岡田委員。

岡田委員 福田委員さんのご発言に関連をしますが、一つ要望を申し上げたいと思いま

す。

特に第2小委員会の記録を見せていただいて、非常に今後の町づくりについて重要な問題が論議されておるなということを感じたわけですが、結論の出ていない内容が非常に多いわけございまして、その中に非常に重要なポイントがあるというふうに私自身は感じたわけですが、報告書として盛られる内容のものは全体の合意を得て、結論の出たものだけでなしに結論が出ない、まとまっていないものであっても、こういうことについて実は論議をしたんだということがある程度わかるような私は報告をいただくと大変ありがたいかなというふうに思っておりますので、出来得れば座長会議にそのことをお願いをしていただきたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

坂本会長 事務局。

奥山室長 第2小委員会につきましては、反対とか賛成とかいろんな立場で発言がたくさんあったわけでありまして、すべてを網羅するということは難しいと思っておりますけども、先ほど岡田委員がおっしゃったように内容についてはできるだけ文書に上げさせていただくというふうに思っておりますのでございます。

それぞれ委員会ごとにまとめの案をつくりまして、現在それぞれの委員さん、多分小委員会ごとの委員さんの中でごらんいただいて、全体会議等に臨むというような予定にしておりますので、十分に了解の上で報告ができるというふうに思っておりますのでございます。よろしくお願ひします。

岡田委員 よろしくお願ひします。

坂本会長 ほかにございせんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございまして、いろいろご意見をいただきましたが、そういうことを踏まえてまちづくり委員会での対応を事務局は図っていただきたいと思ひます。

報告事項は以上で終わります、5番、今後の協議会開催日程についてご確認をいただきたいと思ひます。

第30回会議を9月22日1時30分から会見町役場で行うということでございまして、ご確認をいただきたいと思ひます。

6番、その他でございまして、実はお手元にお配りもしておりますけども、南部町における町民の葬儀に関する交際費の支出指針というものがあります。現在、住民の皆様方の告別式というものに町長として弔意をあらわすということで、参加してお別れをし

ておるわけですが、そういう新しい南部町になってからのあり方というようなことについて、今日決めるということではないわけですが、合併協の中で皆様方のご意見を伺いまして、できたら、もし可能なら最後の合併協議会の方で合併協議会としての考え方ということで決定いただいて、町民の皆さんにそういう方針で10月1日以降は町としての対応を図るということを広報すればいいのではないかとこのように考えまして、今日ご意見を伺いたいということで、一応事務局の方で、それではこういう案ではどうかというのが、たたき台でございます。これはたたかれても結構でございますので、ここへつくっていただいておりますから、こういうことを中心にしてちょっと議論を深めてご意見を伺いたいというように思いますので、よろしく願います。

では、事務局から。

桐林次長 それでは、お手元にお配りしております南部町における町民の葬儀に関する交際費支出指針、試みの案としております。

案と申しますほどにまだ用語の定義も厳密に決めておりませんし、中身もまだ十分練っていないところがございますけども、実際言いましてこのそれぞれの条文で何をどんなふうに決めようかという意図を持っておるかということだけちょっと説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第1条の目的でございますけども、いわゆる町の代表が町民の方の葬儀に参加する場合に、通常、交際費を支出して香典等をしているという実態がありますので、その考え方を整理しましょうということになります。

葬儀への参加ということで第2条でございますけども、町民の葬儀で、いろいろ書いてあります括弧の中、通夜、本葬、葬式等々、葬儀のいろんな段階、あるいは宗教のその宗派に応じましてもいろんな呼び方があります。そういうものをすべてひっくるめて、とりあえず葬儀に町の代表としては1回だけ行かせていただきますと。その趣旨は、もろもろの日程との都合によりまして、いわゆる本葬に参加できる場合もあれば残念ながら通夜だけで失礼する場合もあるけれども、それはご了承いただきたいというような趣旨で、亡くなられた方1回の葬儀を通じて1回弔問をするという趣旨であります。

それから、葬儀における社会的儀礼の取り扱いということで、ここでは一番多いのは仏式が多いということで、香典ということで呼び名を代表させていただいておりますけども、香典であるとか玉串料であるとか霊前であるとか、あと献花代、花代というようなものがあるかと思っておりますけども、そういう名称のいかんを問わずに喪主の方に何らかの金品を

出すというのが通例であります。そういう通例をとられるところであれば、いわゆる香典に当たるものを出しましょうということでもあります。もちろんそういう葬儀の形式をとられない方もございますので、その場合は適宜の方法でいたしましょうということが第3条の趣旨であります。

それから、第4条のところでいわゆる香典等とまとめておりますけども、香典等については別に定めがある場合のときとしておりますけども、この定めというのは、例えば特に町政に功労があった方というようなことで別に定めることも起こり得るであろうということがありますので、そういう場合は別途しますと。いわゆる一般の町民の方の場合には、今ちょっと額もはっきり書いておりませんけども、ある程度これ基準的なものを定めて、その額にいたしましょうと。

この香典なりを持っていく場合の名義ですね、これは町長が出られるか助役が出られるか、あるいは両方だめで総務課長が出るかといろんな場合があるかと思っておりますけども、その職種は関係なく、すべて南部町という名義で出させていただきますというところであります。

このお金につきましては、交際費として支出することが適当ではないかということで、ちゃんと予算として計上しましょうということでもあります。

それから、葬儀の主催者に求める配慮ということで、そうはいいまして町長なりが参加することがかなり多いと思っておりますので、その場合に町の代表として行く場合と、あと、ちょっと引き合いに出して申し訳ないんですが、宮前の三鴨英輔さんという個人としての資格で行く場合と併せ持って行かれる場合があるであろうと。そういう場合には、町の代表としての性格と、宮前の住民である三鴨英輔氏としての人格と、それぞれ別の立場で来ましたというようなことを御配慮いただきたいということを町民の方にお願ひしようということでもあります。したがって、代表焼香というようなことがあります場合には、町の代表であるだれだれという場合と、どここの住民のだれだれということを一応、かた苦しくはありますけども、区別してご紹介なりしていただくというのが適当ではないかなということでもあります。

それから、葬儀の主催者の返礼としておりますけども、いわゆる香典返しというような形で何がしかの品物が入ってくるというのが通例であります。最近はそれにかえて社会福祉協議会にされるようなこともありますけども、そういうことも考えまして、返礼はもう口頭なりあるいは書面という形でも何でも、書面で答礼だけを受けましょうと。香典返し

的なものは一切受けないようにしましょうということを例としたらどうかというふうに考えておるわけでありませう。

こういう考え方の取り扱いは新町発足の日から適用しましょうということが附則の考え方でございます。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。

趣旨、それからその趣旨に基づいた試案ということでただいま説明をいただきました。何かご意見がございませんでしょうか。

森岡委員。

森岡委員 今説明のあった6条、これ本当にこういうことが可能なのかと思って……。

桐林次長 これはちょっとかなり無理があるかもしれません。

森岡委員 ほかのことは、非常に町民の方に町としてその弔意を表すということは、これは、きちんとしてやるということは、これはよろしいと思うんですけども、この6条というのは非常に、これは求めても、その主催をされる集落のやり方なんか違いますよね。そういうときに、本当にこれをやってもらわにやいけませんよということになっちゃうので、非常にこれはこういう表示というものは難しいんじゃないかな。ある程度慣例に任せるちゅうことでいかれた方がいいんじゃないかというふうに思いますけどもね。

南部町の代表、その町長何のたれべえと、こういう紹介で焼香される。そのときに、今、三鴨町長さんのあれで説明になった宮前の三鴨英輔氏、ならそれをどげなふうにするつもりでおるんでしょうかな。非常に難しいと思いますね。まだでき上がったものじゃないけん、今……。

坂本会長 ほかにございませんか。

宇田川委員。

宇田川委員 いや、これはこういう形式をとるということは将来的には考えられることですけども、私はこれ合併協議会で云々というこれが事項なのか。おまえやちがこれ決めただんたというような、合併協議会で云々というこれ事項なのかっていうのがまことに疑問で。

坂本会長 ですから、合併協議会での協議事項にするということではないということでもあります。

宇田川委員 いや、それならいいですけども。

坂本会長 ご意見を伺って、こういう指針も立てると。両町の慣例は違うかしらんし

同じかもわかりませんが、せっかく寄っている機会ですからご意見を聞かせていただきたいということです。もし合意できるものならということなんです。

宇田川委員 それならええですけども、合併協議会で協議するという問題でないというならええですけども。

坂本会長 協議してもええだないかね。合意できたらこれはいいと思いますよ。

宇田川委員 合併協議会でこれをどうこうって、意見を聞かれて新しいのをつくるはええですけども……。

坂本会長 新しい町ではこのように慣例の取り扱いをしましょうやというようなことは、僕は十分協議事項に上るとは思っておりますけども、個人的に。ただ、皆さんの意見を聞いて、そんなことは協議事項には付さんだということならそれはそれで結構です。

塚田委員。

塚田委員 現在もどこに行っても町長がご葬儀に来ておられて、香典を持ってきておられるわけですけど、今現在はどういう指針なりなんなりにのっとってそういう香典が支出されておるのか。これに類するものが両町で現在も存在するのかどうか。この2点。

坂本会長 例えば公職に長い間あった方とか町の職員さんだとか、そういうときには交際費の支出です。それ以外は個人的にいう。

塚田委員 そうですか、そうなんですか。

坂本会長 それでね、そういう公職にあった人の弔意の表し方というのは基準があります、西伯町には。会見町にはどうですか。ございますね。そういうこと。

塚田委員 一般個人についてはないわけですか。

坂本会長 一般個人にはありませんので。

塚田委員 あくまでも自分で。

坂本会長 はい。

塚田委員 というと、それは個人の資格で行っておられるというふうに解釈するわけですか。

坂本会長 個人の資格いうわけじゃない、そこの辺のことですわね。それでご意見を伺いたいというわけなんで。

岡田委員。

岡田委員 一般町民の死去に際して、町長さん、助役さんがお見えになりますわね。わしは当然町の交際費か何かから支出されておるというふうに理解しておりましたが、そう

じゃわけですか。個人的に。

坂本会長 あげです。

岡田委員 何かきちんとしちよられるやな感じ……。

三鴨副会長 一つ、これを話ししたのはね、大きくこれだけなってくると、会見町だけでも多いときは50人くらいおられますわね。それを3,000円から5,000円ぐらい自腹でみんなもう公平にどこにも行くわけなんですね。あすこに行きてここに行かんということは。それが南部町になったときに、本当にそれをやめるのがいいのかするのがいいのか。ただ、それでも温かい町、こういう田舎の町では、1,000円でもいいから予算を組んで、町長が行かれなければ助役、助役が行かれなければ担当課長なりが町を代表して手を合わせるということも私は大事な部分じゃないでしょうかなと思ってるんです。そこら辺で、今度町長になられた人がほんなら全部それを自腹をもって、今までやっとなのに何で今度はせんだとか、あるいは割り切ってやもいやといやそれで済むことですが、最期の別れにもうどこにも手を合わすぐらいなことはあっても、これもまた一つの方法ではないかな、やり方ではないかなという私は気がいたします。

岡田委員。

岡田委員 ついでに申し上げますけども、私は町の公民館長をやっておったときにやっぱりこういう事態があって、クラブの指導者とかメンバーの皆さんで入院をなさったようなときにも、みんなおつき合いさせてもらいます。もちろん交際費なんていうものは公民館長にあらしません。結構回数数えてみると数になるもんでしてね、何かやっぱりきちんとしたものが欲しいなということを感じながらやったことがありますて、それからちょっとご質問申し上げたんです。

坂本会長 福田委員。

福田委員 私も、基本的には町が弔意を表することにはやっぱり引き続き大切なことではないだろうかというぐあいには思っておりますが、ところが先ほど公的な場合と全くの私人という場合の出どころが違っておるということも、これも大変な問題であるなというぐあいには受けとめさせていただきました。

したがって、ここには指針という格好での試案が示されております。まず、第3条の2項、これも先ほど来から出ておりますようにどういう場合が想定できるかわかりませんが、望まない場合、こういう文言が入っておりますんで、この意図はどこでこのような表現になったのかちょっと聞かせておいてほしいなと思っておりますし、それから第4条の別に定

めがある場合を除き云々、金額とする、こういうことになっておりまして、ここら辺も何のことかいなというぐあいに思われる節がございます。むしろ持っていくならばきちっとやっぱり示しておいて、それに基づく方が適切ではないかなというぐあいに思っておりますし、それから第5条の公費よる支出、これ先ほどお話を聞きまして、全く我々も不認識であったなというぐあいに思います。したがって、今後はすべて町民にするとするならば、やはりこの町の予算の項目の中にそうしたものを計上しておいた中で、やっぱりきちんと住民にも明らかになるような方法の方が適切ではないかなという実は感じてこれ読ませていただきました。それでその3点の部分について、いま少し説明を加える部分があれば聞かせておいてほしいなというぐあいに思います。考え方としては、基本的にはやはりこうしたことは何らかの格好できちんとして、住民にも理解できる、公費を支出しておる、こういうことが理解できる方法をつくり上げるべきじゃないかなというぐあいに思っております。

坂本会長 何か。

桐林次長 いえ、先ほど説明したとおりなんですけど、もう一遍しましょうか。

福田委員 いや、今言った第3条の2項、どげなことですかいな、これは。望まない、主催者が。受け付けん。

桐林次長 いや、受け付けんではなくて、お金はいただきませんと。お別れ会ということで、お花1本持ってきていただいたらいいですよというようなやり方をすることがあるということです。

福田委員 なら、いわゆる公でない、内密的にやってしまうという。

桐林次長 いや、内密でもないんですけど。

福田委員 そぎゃん場合があるですかいな。

桐林次長 結構ございます。

福田委員 それから、4条の定めがある場合を除きということは。

桐林次長 これは先ほど申しましたとおり、町政に対して功労があったような方については内規というようなものを別に。

福田委員 町が内規を持っておられれば、それを我々がまだ目に届かない部分ですから、その部分を指しておられるわけですか。

桐林次長 はい。

福田委員 それと、もう一つは金品の問題がありましたけども、西伯町と会見町一緒に

なって大きくなるわけですが、例えば今、香典返しの話が社協の方で云々の話もございました。特に米子市あたりは市全体の社協云々よりか、香典返しなんか地域協議会というのがある、その地域に納めてそこに使うとか、いろんなことをやっておられる場合がありますので、そういうこと掌握しておられるわけでしょうか。

桐林次長 いや、そこまでは考えておりません。ただ、町としてはいただかないという趣旨でございます。

福田委員 全く社協の部分だけではないです。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 私は、個人的にこの問題につきましては非常にこれは必要なことだないかなと、今後ですよ、今後必要なことではないかなというふうに感じます。ということで、先ほど三鴨町長さんもおっしゃってありましたように、このことを今後きちんとした形で作り上げていく方が、やはりどっちにしても大事なことだないかとは思いますが、亡くなられた方に対しての霊を慰める、あるいはそういうことに対して町としての弔意を表すということは非常に結構なことだないかと思っておりますので、ぜひこれを進めていただきたいなというふうに思います。

といたしますのが、南部町になったらもう何にも来んやになったなんていうやなのはいいんと思っておりますので。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 例えば別に定めがあるちゅうのは、国保なんかの場合には国保としてありますよね。だけどそれは別ですよという部分が出てくると思いますし、あるいは慶弔規定が町の規定があって、それでやられることは別個ですよ。ただ、町として物故者に対してその弔意をあらわす仕組みをひとつつくっておきましょうやと。三鴨町長がおっしゃった部分、非常に強いと思います。これは金額の大小にかかわらず、町としてその物故者に弔意をあらわすというそのことはあってもいいのかなと。これは一般健康保険の人は国保の分はないわけですが、別途ですから。これは別物であるということでやられて、ただ、その金銭的な問題じゃなくって、葬儀のときに行って玉串上げられたり、あるいは線香上げられたりするその行為について、町長が行かれなかったらだれかが町として行くんだよと、こういう仕組みをつくるかつくらんかちゅうことで、これ随分違ってくると思いますので、しっかり検討して、今さっきもおっしゃっておったけど、今まであったに、何と、南部町になったら来らんやになったななんてって、目に見えてますから、あった方がいい

のかなという気はしますが、住民に対しての最期の弔意をあらわすという形でよろしいんじゃないかなと。金銭的な、もう品物は受け取らんちゅう、礼状だけ預かって帰っちゃええわけですから。

坂本会長 ほかにございませんか。

吉次委員さん。

吉次委員 この目的が5条で済んでしまっておる。その上、6条、7条、喪主の配慮までこしらえるもんじゃないと思いますし、それから先ほどの3条の2項については、このごく最近、私がかこにかかわりましたけんだども、結果としちゃ相続人がおらんで、今、香典をもらっても将来的に香典のお返しすることはできんと思います。葬式もしません、香典ももらいませんというのがありました。ですけんそれはやっぱりある程度先方さんのご意向に合わせるということで、この交際費の支出指針というのも目的が5条で済んでおるだけん、その先の6条、7条は必要ないと思いますので、こしらえるべきじゃないと思います。

坂本会長 あえてそこまで書かかんでもええということすな。

吉次委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

いろいろご意見をいただきましたが、総じて必要だということではなかったように私は受けとめましたので、今のご意見を参考にしてもう一度案をつくりまして、できたら合併協議会でこんなことも話し合ったということにさせていただきたいと思うんですけど、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 では、よろしく願います。

では、今度の会にそういうものを出させていただきますので、よろしく願います。

皆様方の方で何かございませんでしょうか、折角の機会でございますから。

ないようですが、終わってもよろしゅうございませうかいね。

それでは、三鴨副会長さんの方からごあいさつをいただいて閉会にしたいと思います。

三鴨副会長 今日^{きょう}はありがとうございました。いよいよ大詰めを迎えて、ほぼ順調にいきたかなと思っておりますが、いざ詰めの段階になってきますと、それぞれ手法なりあるいは思いなりが幾らか食い違ふところもありますけど、そこら辺を大いに議論をしながら、将来に向けていい姿でいけるもんだと思っております。やはり大いに議論はすべきだと思

っております。最後までひとつお互いが力をかけていただきながら、間違いのない合併に
していきたいもんだと願っております。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

坂本会長 どうもありがとうございました。

(閉会 14時58分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員